

委任状

※委任状のすべての項目を委任者本人(頼む人)が記入してください。

記入日 令和 年 月 日

◎代理人(窓口に来る人)

住所			
氏名		生年月日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日
電話番号			

私は上記のものを代理人と定め、下記の事項について委任いたします。

※委任する内容の□にレ点を記入してください。

委任事項	☐ _____ の死亡に伴う 未支給年金の請求・遺族年金の請求、相続手続きに必要な 戸籍(除籍・改製原戸籍を含む)謄抄本住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
	☐ _____ の死亡に伴う相続登記・名義変更に使用する 固定資産評価証明書・公課証明書・名寄帳兼課税台帳の交付申請及び受領に関する権限
	☐ _____ の死亡に伴う (_____) に関する権限

◎委任者(頼む人)

住所			
氏名		生年月日	大正・昭和 平成・令和 年 月 日
電話番号			

※委任者が身体不自由等の理由で自署できない場合は下記を記入願います。代理人以外の方が代筆してください。

☐ 委任者が自署できないため、私が代筆し、代筆した内容について本人に了解を得ました。

代筆理由 高齢 ・ 身体不自由 ・ その他(_____)により字が書くことができないため。

代筆者住所 _____

代筆者氏名 _____

代筆者電話番号 _____

委任者との関係(委任者からみた関係を記入) _____

住民票について

亡くなられた方の住民票が必要な場合は、住民票の除票を申請してください。

なお、除票を利用する正当な理由(相続手続き等)がある場合に限りです。

◆申請理由、目的が分かる書類の提示を求める場合があります。

◆個人番号(マイナンバー)、住民票コードは表示できません。

相続人や請求者の来庁が難しい場合は、委任状をご利用ください。

※1

戸籍について

亡くなられた方の戸籍(戸籍・除籍・改製原戸籍)などが必要になった場合は、

役場窓口で申請いただけます。

なお、死亡事項記載には1～2週間程度の時間を要します。

(本籍が丸森町外の場合は、該当市区町村にお問い合わせください。)

戸籍の請求ができる方は以下の①～③の方に限ります。

①戸籍に記載のある者(本人)または配偶者

②直系尊属(父母・祖父母など)⇒兄弟姉妹は傍系血族のため含まれません。

③直系卑属(子・孫など)

①～③以外の方が戸籍を取得する場合、提出先からの必要書類が記載された書面等の提示を求める場合や

戸籍が請求できる①～③の方からの委任状が必要となる場合があります。

※1

本籍地以外でも戸籍を取得することは可能(戸籍の広域交付制度)ですが、

委任状を使用した請求の場合は、本籍地でしか請求できません。ご了承ください。

※1委任状に関するご案内

死亡に伴う手続きについて、相続人や請求者ご本人が、役場窓口で請求することが難しい場合、

委任状があれば、代理人の方でも戸籍や住民票(住民票除票)などを取得することができます。